

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

猟銃等の試験的製造の許可

根拠条文

武器等製造法 18条

猟銃等の製造（修理を除く。以下この条において同じ。）は、前条第1項の許可を受けた者（以下「猟銃等製造事業者」という。）でなければならない。但し、試験的に製造する場合において、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。

審査基準

武器製造法第18条但し書きの該当性の判断は、次に掲げるとおり。

- 1 昭和28年9月9日付28重局代1181号通商産業省重工業局長通知 三（法第18条関係）による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます）

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	8 日	